



# 2019年度 研究活動支援制度 利用者募集のお知らせ

## 男女共同参画推進室

群馬大学では、研究者がその能力を最大限発揮し、出産・子育て・介護などのライフイベントと研究を両立できるよう、研究活動支援者を配置する研究活動支援を平成26年度より実施しています。平成29年度には、科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(特色型)：まゆだまプラン～アドバンス」が採択されました。

あなたの研究時間の確保と家族と過ごすかけがえのない時間を提供します。お気軽にご相談ください。なお、特別研究員(RPD)の方も利用が可能です。

## 2019年度 申請開始

**応募締切** 2018年11月2日(金)正午必着【男女共同参画推進室(荒牧)】

**配置期間** 2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)

\* 利用上限範囲内なら、期間を絞って利用することも可能。

**申請方法** 申請書は各学部長等の承諾を得た上、各学部等事務部で取りまとめ、期限までに男女共同参画推進室へ提出願います。

\* 添付様式をご確認の上、所属の締切に合わせてご提出ください。産前・産後休暇、育児休業中の方も申請できます。

### 利用対象者

研究活動支援者による研究活動支援を利用する者(以下「利用者」という)は、本学で研究に従事している常勤教職員、非常勤教職員(社会保険に加入する者に限る)及び独立行政法人日本学術振興会特別研究員(RPD)のうち、次のいずれかに該当するときとする。ただし、利用者が男性研究者の場合は、配偶者が研究に従事している者(在勤証明書等が必要)に限る。

- ① 本人又は配偶者が妊娠しているとき
- ② 小学校6年生までの子どもを養育しているとき(育児休業の期間を除く)
- ③ 要介護者を介護しているとき(国立大学法人群馬大学「教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則第3条第1項第4号」に定める該当者に限る。また、介護休業の期間を除く。)

- 1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- 2) 父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹
- 3) 同居している父母の配偶者
- 4) 同居している配偶者の父母の配偶者
- 5) 同居している子の配偶者
- 6) 同居している配偶者の子

### 利用者の声

子どもを毎日病院に通わせており、午前中に連れて行くことができる。(子育て・男性)

妊娠中の持続的な研究活動の充実。(妊娠・女性)

実験の進行に支障をきたさず介護のために帰宅できる。(介護・女性)

\* ご夫婦での申請も受けれます。遠距離介護やシングルでの子育ても対象になります。



**利用時の注意事項** ライフイベントの時間確保のため、研究活動支援者単独での研究支援を奨励します。

- ① 研究活動支援者の雇用期間は1年以内かつ研究活動に必要な業務のみに従事する。(支援者がTA・RAの場合は要項を参照)
- ② 利用者は同一時間帯に支援者を2人以上雇用不可。
- ③ 利用者は雇用期間終了後1ヶ月以内に報告書を提出。
- ④ 利用者は支援者のキャリア形成に配慮する。

※利用者には、男女共同参画推進室の事業への参加や研究成果の報告(ポスター発表など)をお願いしています。

※支援者には倫理研修が求められます。

国立大学法人群馬大学 男女共同参画推進室 担当：長安(コーディネーター)

TEL 027-220-7146(内線：7146) kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp

荒牧キャンパス教養教育GC棟1階103 <http://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp>